

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)		目次		岡山県公報	
		担当課(室)	発行 岡山県		
					
くらし安全安心課				目次	
				担当課(室)	

◎岡山県規則第六十七号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三くらし安全安心課の部3の項1中「違反事業者」を「事業者」に、「禁止又は改善の指示（第7条）」を「資料の提出要求（第4条第2項）」に改め、同項2中「内閣総理大臣に対する措置請求（第8条）」を「違反事業者等に対する措置命令（第6条）」に改め、同項3中「違反事業者」を「違反事業者等」に、「第9条第2項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。